

介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業) 移行について ～ みやま市新総合事業ビジョン2016 ～

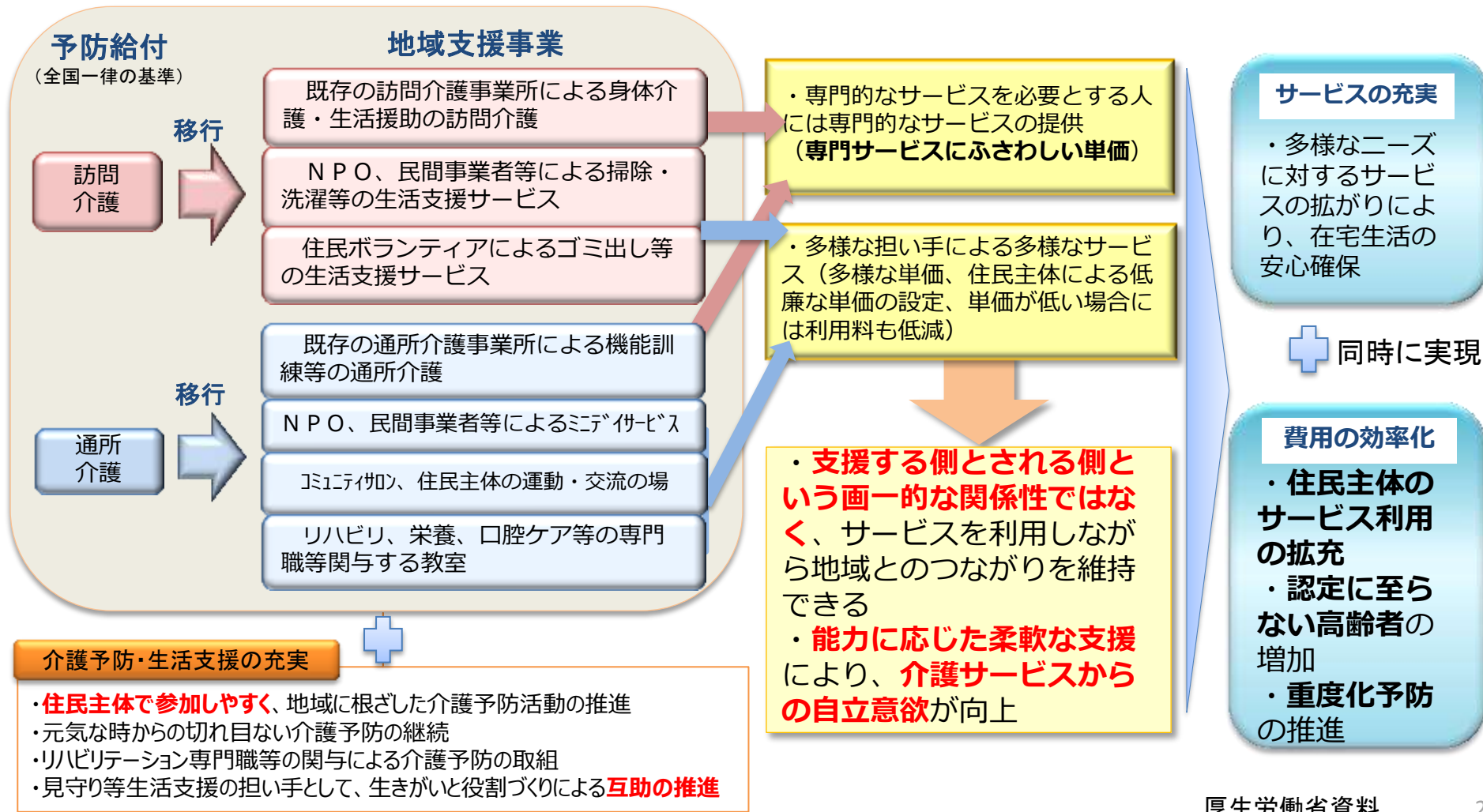
＜進化する地域包括ケアシステムの「植木鉢」＞



平成28年10月24日
みやま市介護支援課

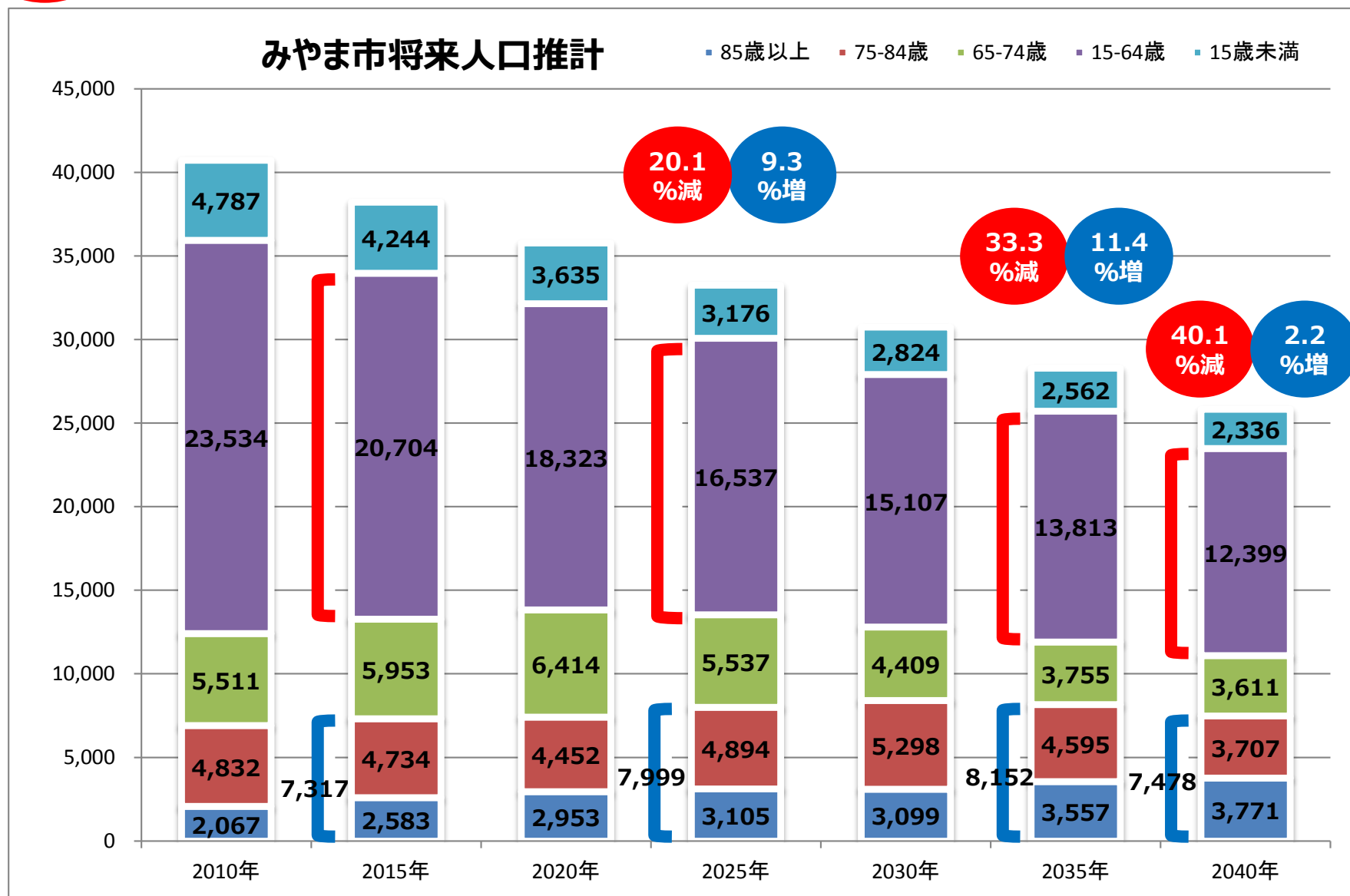
【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



なぜ

増える後期高齢者・減る労働人口の状況で 住み慣れたみやま市で安心な暮らしを守るには

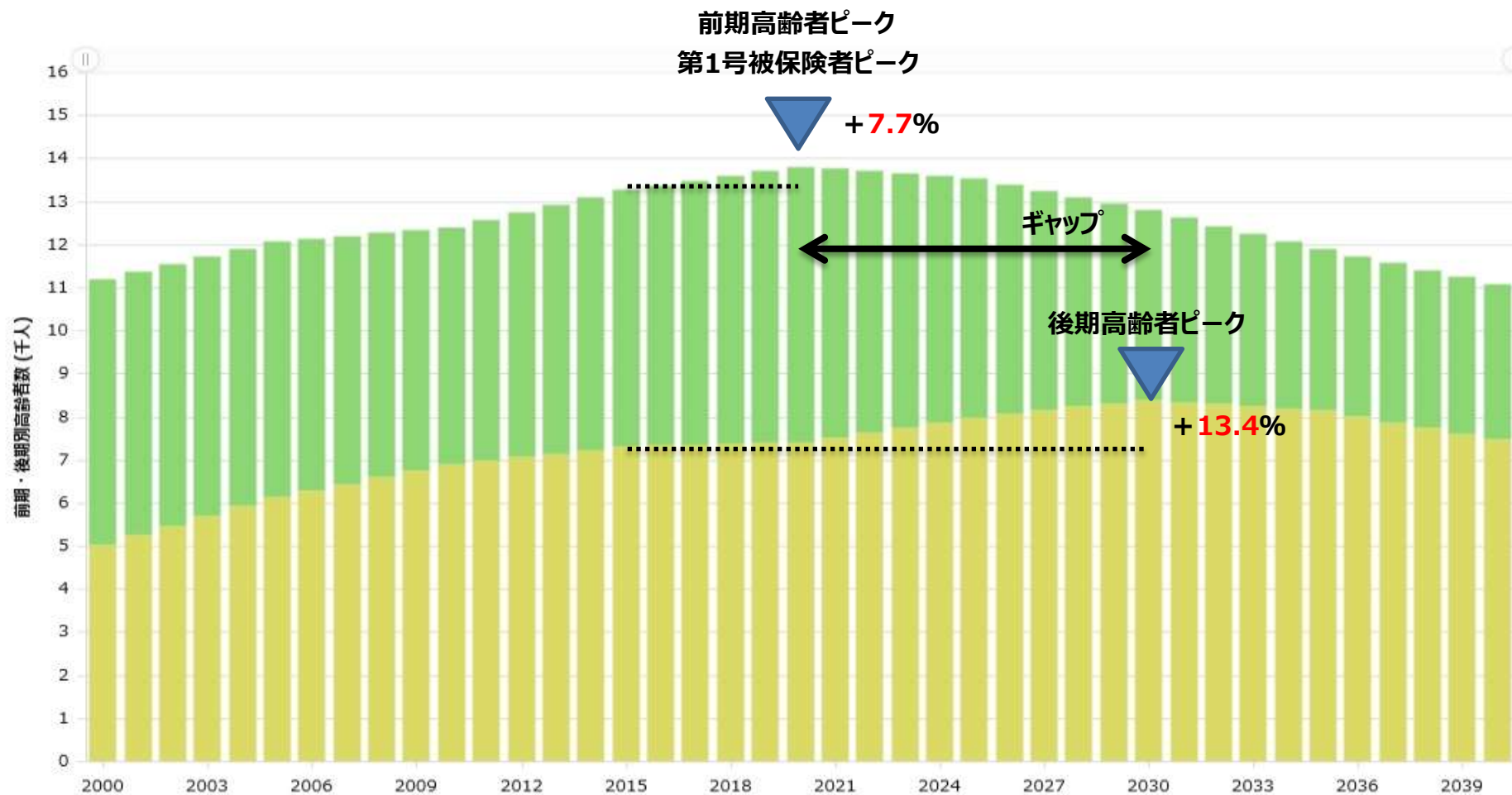


なぜ

みやま市では、今後5年間前期高齢者が増加 今後15年間後期高齢者は増加です

前期・後期別高齢者数

後期高齢者数 前期高齢者数



(基準地域) みやま市

(出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

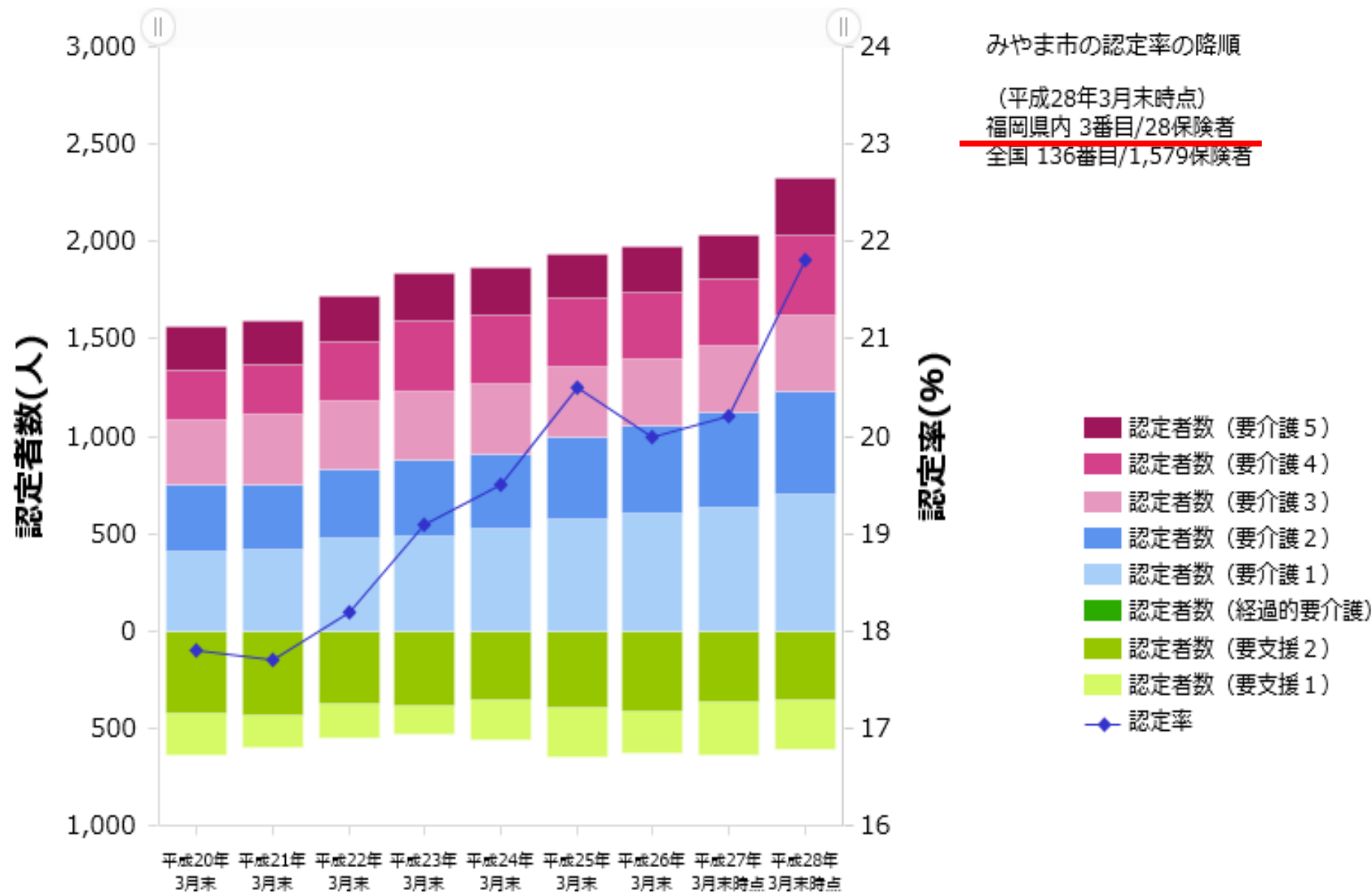
なぜ

総合事業を始めるのか？

- ✓ 生産年齢人口**減少**×後期高齢者**横ばい**
= 担い手不足
- ✓ 後期高齢者**横ばい**×単身世帯・高齢者世帯**増加**
= 生活支援ニーズ多様化・増加
- ✓ 総人口**減少**×後期高齢者**増加**
= 介護保険料高騰（財源）
- ✓ 1号被保険者**減少**×後期高齢者**増加**
= 介護保険料高騰（財源）

「総合事業は2040年を見越した
地域の**介護人材**戦略」

みやま市の要介護（要支援）認定者数、要介護（要支援）認定率の推移

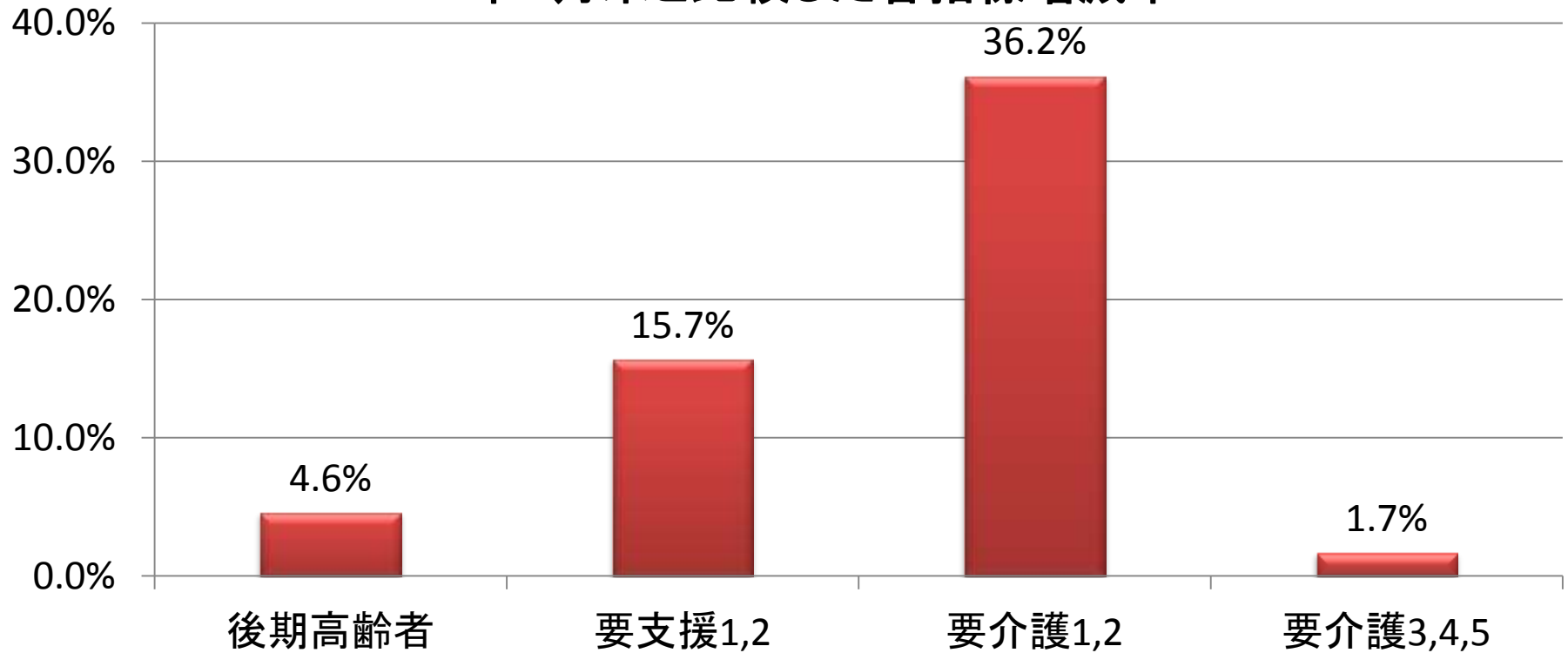


(出典) 平成19年度から平成25年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成26年度から平成27年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

介護給付適正化に向けた重点施策の検討

H22年3月末と比較した各指標増減率

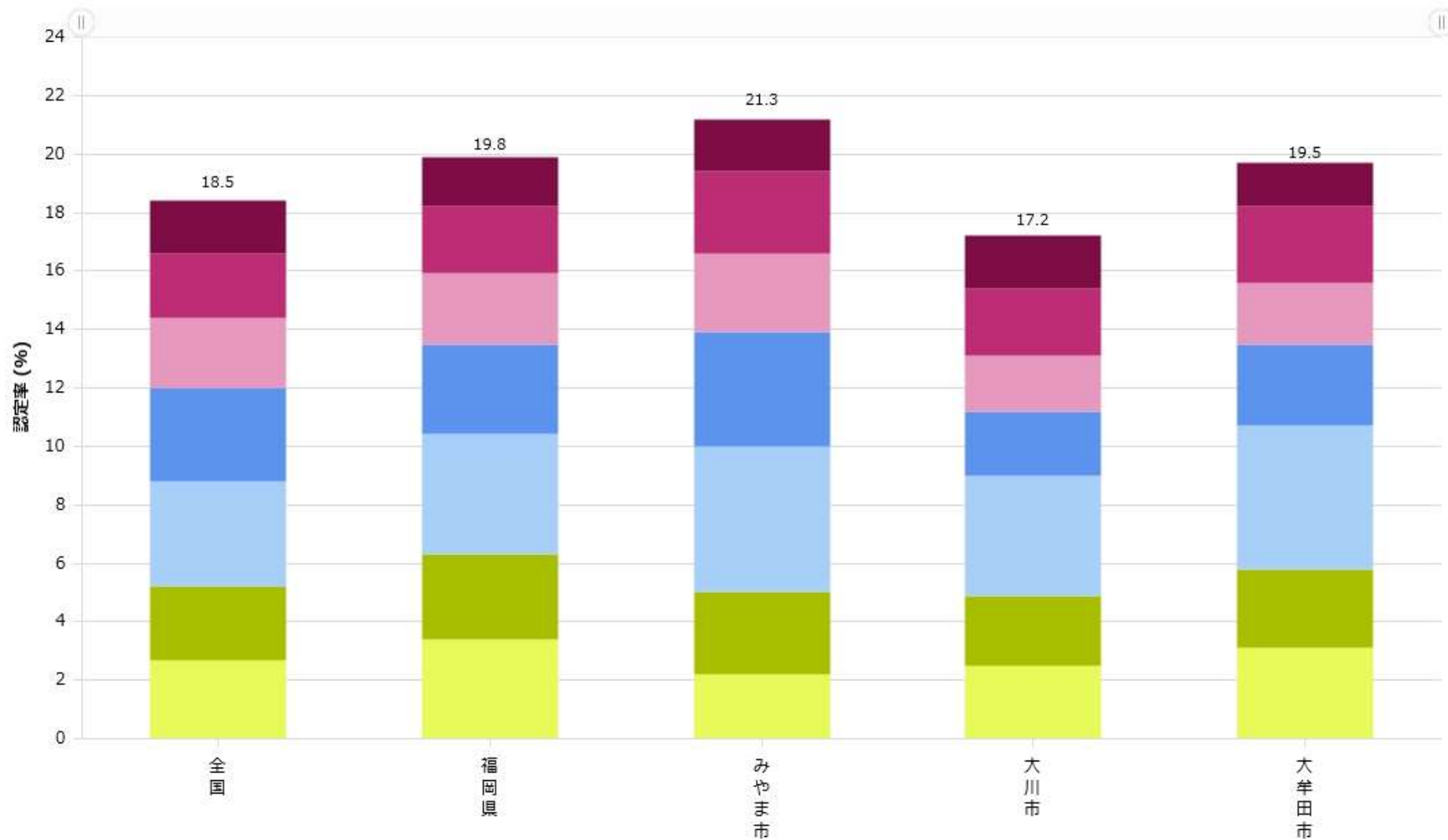
■ H27.3



	H22.3	H27.3	増減率
後期高齢者	6,928	7,244	+4.6%
要支援高齢者	553	640	+15.7%
要介護1,2	824	1,122	+36.2%
要介護3,4,5	891	906	+1.7%

認定率（要介護度別）※第2号被保険者を含む

要支援 1 要支援 2 経過的要介護 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5

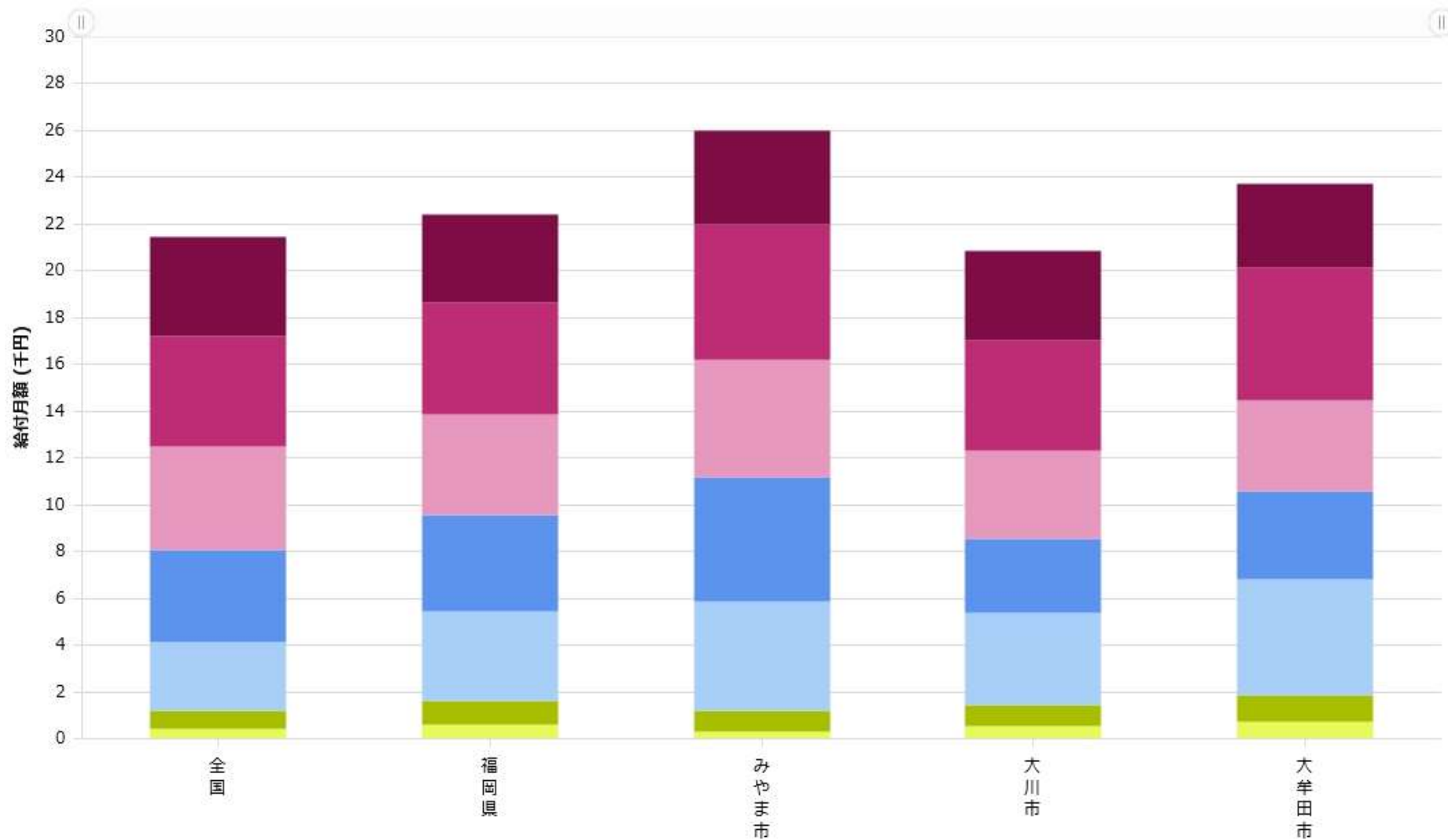


(時点) 平成27年(2015年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成26,27年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）

■ 要支援1
 ■ 要支援2
 ■ 経過的要介護
 ■ 要介護1
 ■ 要介護2
 ■ 要介護3
 ■ 要介護4
 ■ 要介護5

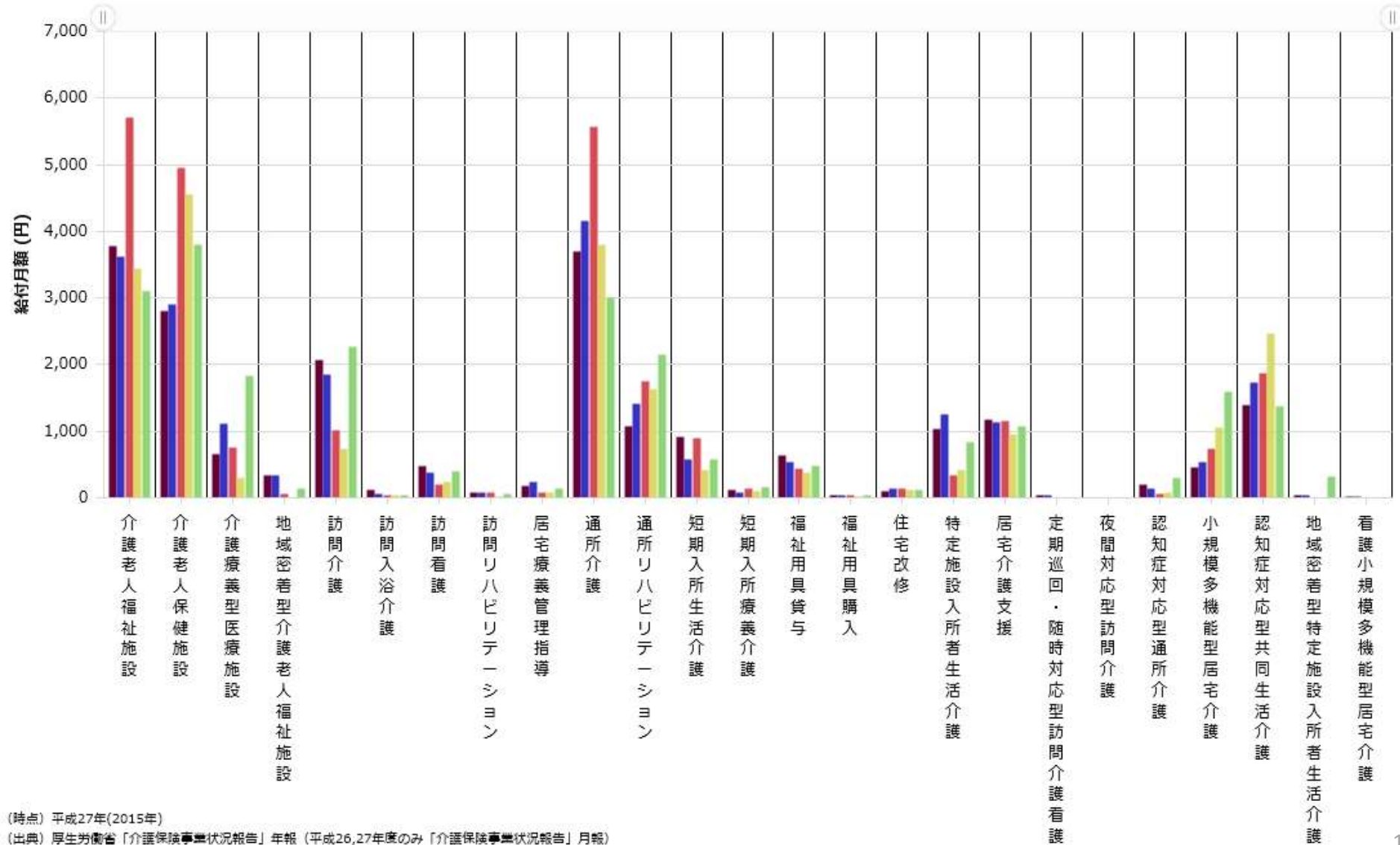


(時点) 平成27年(2015年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成26,27年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）

■ 全国 ■ 福岡県 ■ みやま市 ■ 大川市 ■ 大牟田市



本市が目指す新しい総合事業

《基本理念》

笑顔があふれるまちづくり

～生涯現役のまちづくりの推進～

(第6期 みやま市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画)

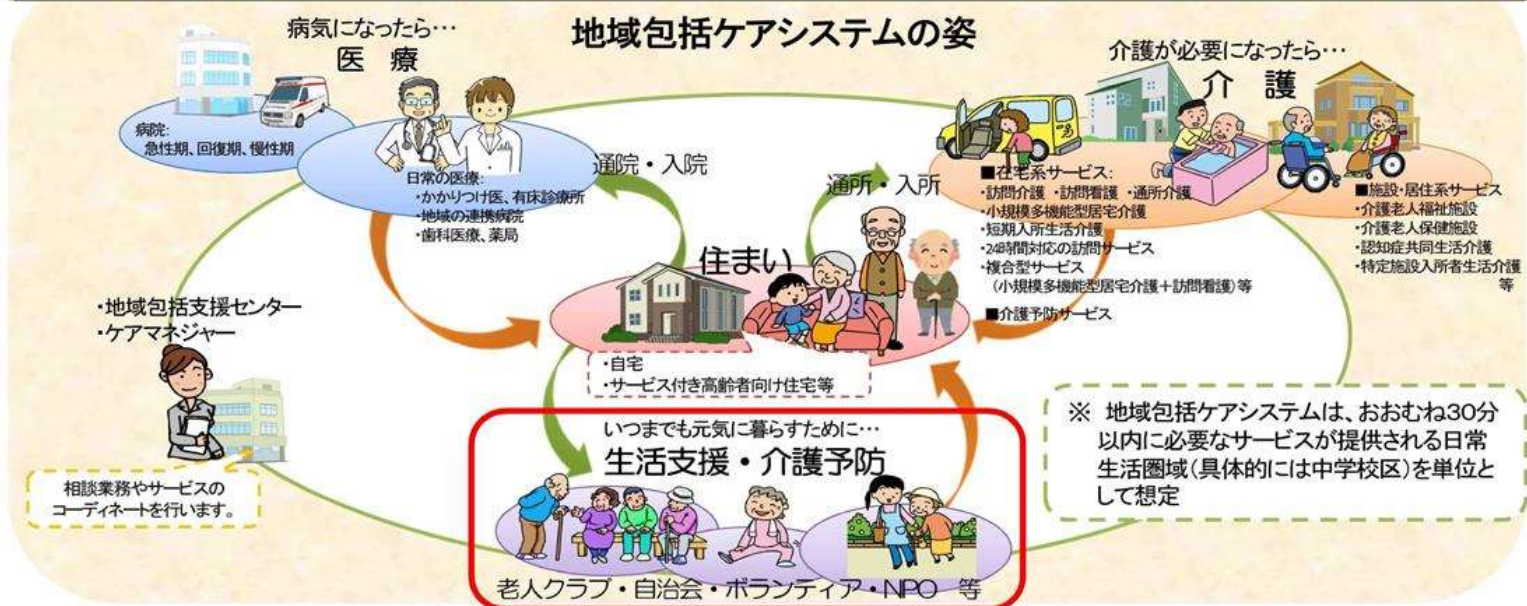
基本理念の実現に向け



「地域包括ケアシステムの構築の実現」

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域包括ケアシステムの構築に向けては、
地域支援事業の充実が必要不可欠



新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始

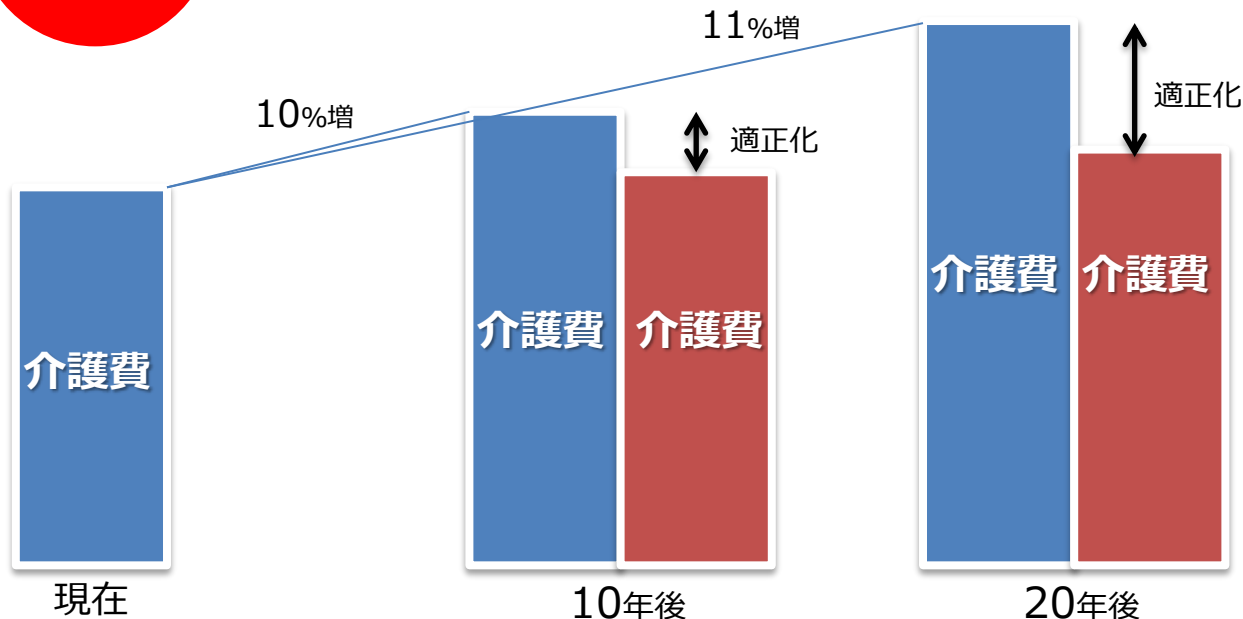


介護予防・生活支援サービスの充実

みやま市新総合事業ビジョン2016

【 総合事業本格導入による介護費適正化効果イメージ 】

【現状からの将来推計】



新規要支援者**横ばい**

10年後 **290**名/年

20年後 **300**名/年

【新総合事業ビジョン2016】

新規要支援者**適正化**

10年後 **160**名/年

20年後 **160**名/年

後期高齢者**横ばい**

10年後 **10%増**

20年後 **11%増**

生産年齢人口**減少**

10年後 **20%減**

20年後 **33%減**

新規要支援者の**30～50%**を
住民主体等多様なサービスへ

介護**需要増**

介護**担い手不足**

介護事業者
経営**安定**

アクティブシニア
生きがい就労

要介護1,2
維持率**向上**

介護事業者が**認知症、身体介助を中心とした中重度者への対応にシフト**する仕組みの構築

みやま市新総合事業ビジョン2016

【 現状移行 】

軽度認定者の介護報酬減
により経営環境悪化



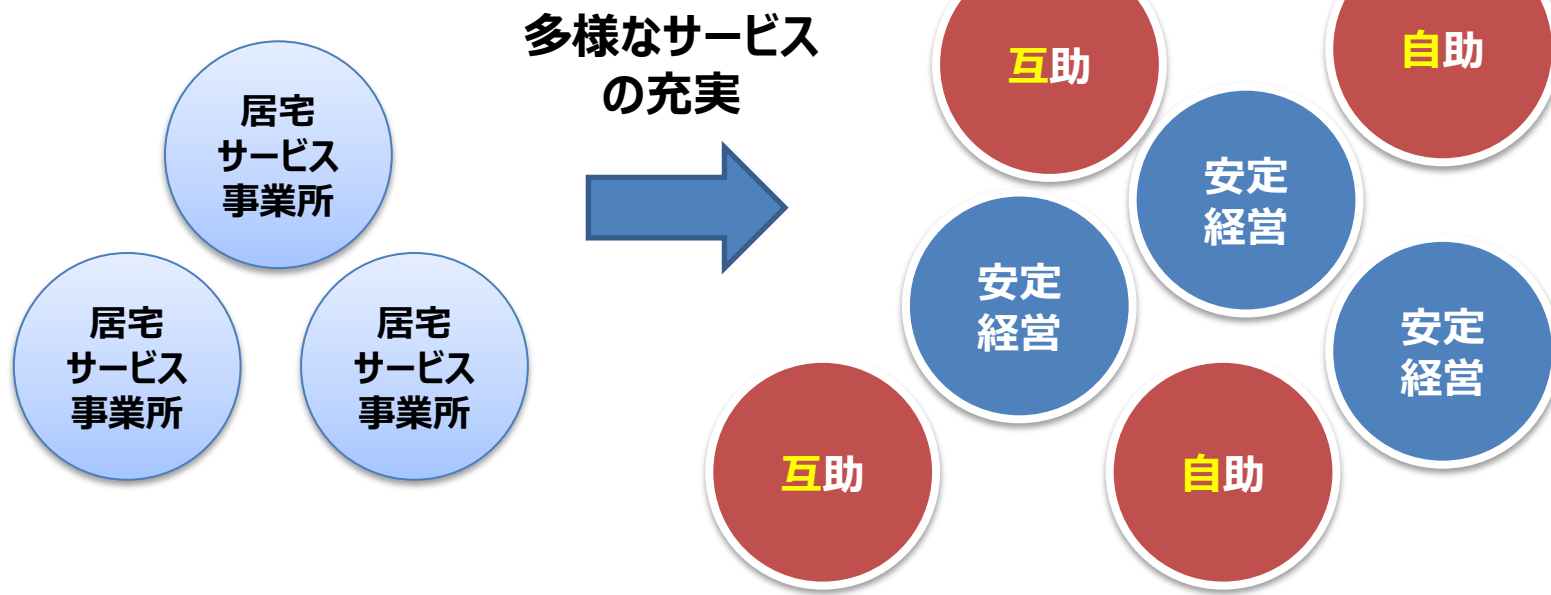
中重度者
増加

介護費
増加

担い手
不足

【 総合事業本格導入 】

要介護1,2の維持率向上



中重度者
適正化

介護費
適正化

担い手
確保

住民活力を活かした 介護予防・生活支援サービス創出

課題解決型
コミュニティビジネス創出

軽度者向け 介護予防・生活支援サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

・見守り
・ミニデイサービス
・コミュニティカフェ
・外出支援
・買い物、調理、掃除などの
家事支援 等

アクティブシニアの 社会参加

- 現役時代の能力**を活かした活動
- 興味関心**がある活動
- 新たにチャレンジ**する活動

・一般就労、起業
・趣味活動
・健康づくり活動、地域活動
・介護、福祉以外の
ボランティア活動 等

介護予防・生活支援
の**担い手**としての
社会参加



社会参加は効果的な介護予防

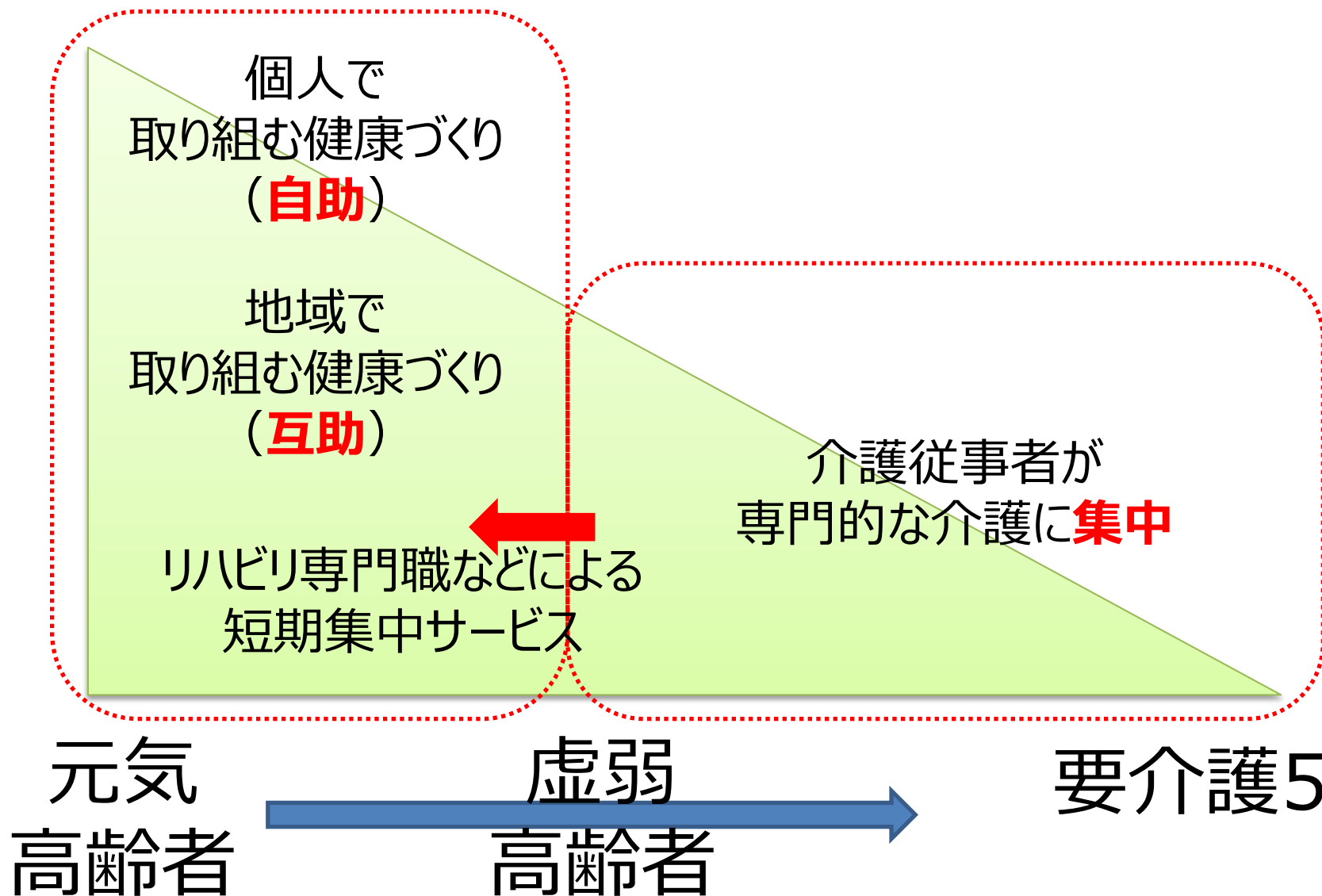
生きがい
就労

介護予防サポーター養成

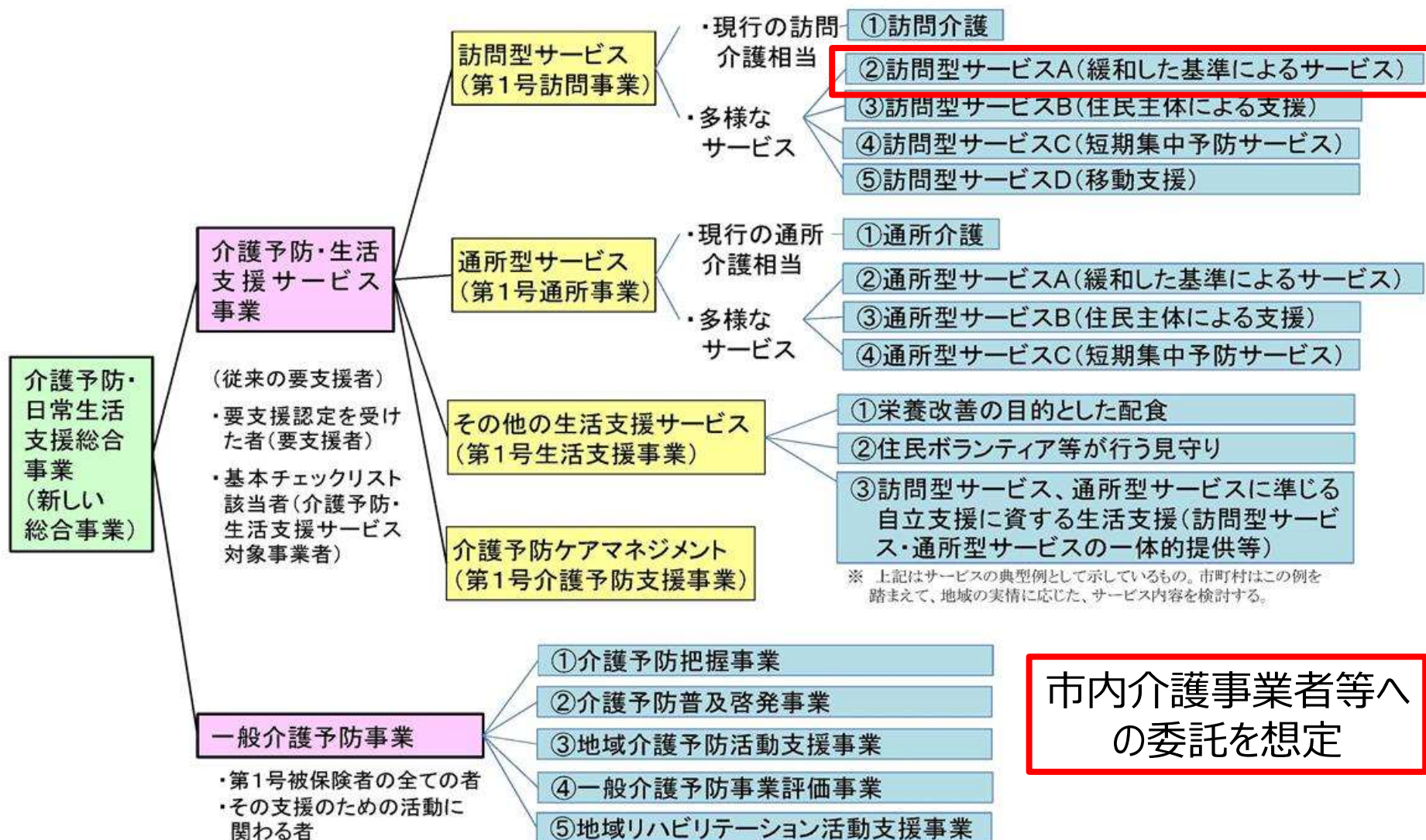
生活支援サポーター養成

①健康寿命延伸②担い手不足解消③介護費適正化 **一石三鳥**のサービスモデル創出

認知症や身体介助など、専門的な介護 に介護従事者が**集中**できる環境づくり



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



【みやま市】 現行の訪問介護相当・通所介護相当のサービスについて

サービス内容

★現行の介護予防訪問介護・通所介護と同様のサービス

対象者

★要支援高齢者（更新）

・平成29年度に更新申請をして要支援の認定を受けられた方

※ただし、介護予防ケアマネジメントにより多様なサービスの利用が好ましいと判断される場合は、多様なサービスへ

★要支援高齢者（新規）

・平成29年度に新規申請をして要支援の認定を受けられた方

※ただし、認知症やがん、進行性疾患など、多様なサービスの利用が困難な場合が対象

サービス基準・単価

★基準：予防給付の基準

★単価：現行の予防給付の単価と同額（加算関係含む）

サービス実施方法

★指定事業者による実施。

※現行の指定介護予防サービス事業者は平成27年3月31日に
総合事業の実施事業者として指定を受けている（みなし指定）。

※みなし指定の有効期間→平成27年4月1日～平成30年3月末までの3年間。

※別段の申出が無い限りは、総合事業の指定と予防給付の指定の2つが
効力を生じる。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業における みやま市介護予防ケアマネジメント方針

サービス利用者の生活向上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、サービス利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチし、サービス利用者の**生活機能の積極的向上**ならびに**要支援状態の軽減**を図る。

具体的方策 9

- ① サービス利用者の**セルフケア能力**の向上に向けた取り組みを積極的に推進します
- ② シルバーカー等の積極的活用による「活動」「参加」を増やすアプローチを推進します
- ③ 自助サービス・互助サービスの積極的活用による「活動」「参加」を増やすアプローチを推進します
- ④ 新規サービス利用者は、通所と訪問を組み合わせた短期集中サービスを活用して**自立支援方針を決定**
- ⑤ 公共施設等を活用した**住民主体の通いの場づくり**を推進します
- ⑥ **地域ケア会議の充実**における要支援高齢者の自立支援を推進します
- ⑦ **自宅で安心して入浴できるようになるようにリハビリ・環境整備**を推進します
- ⑧ **最寄りの公民館、集会所まで安心して外出できるようにリハビリ・環境整備**を推進します
- ⑨ **買い物における自立支援**を推進します

総合事業サービス運営基準【案】

サービス種別	現行通所介護相当
サービス内容	① A D L / I A D L 向上のための機能訓練 ② みやま市介護予防ファイルを活用したセルフケア定着支援 ③ 社会参加促進 ④ 興味関心アセスメントに基づくアクティビティケア ⑤ 必要に応じた昼食提供⑥ 必要に応じた入浴サービス⑦ 必要に応じた利用者送迎
対象者	多様なサービスの利用が困難なケース ① 認知症や精神疾患があり、社会参加が難しいケース（主治医意見書等が必要） ② 心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活に支障があるケース ③ 社会参加が難しく、社会と断絶しているケースなどの専門的な支援を必要とするケース ④ 要支援高齢者のうち 特定疾病に該当する者 ※ただし、要支援高齢者（更新）のうち介護予防ケアマネジメントにより継続的なサービス利用が必要と考えられるものを含む。
実施方法	事業所指定による実施
サービス提供者（例）	予防通所介護事業所
人員	国の基準（予防通所介護）に準じる
サービス期間	6 か月に一度、介護予防ケアマネジメントにより判断する
サービス提供時間	要支援 1 週 1 回、要支援 2 週 2 回を目安とし介護予防ケアマネジメントにより判断する
設備	通所介護指定基準に準じる
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供
利用者の安全配慮	要保険加入
単価	加算等含め、国の基準（予防通所介護）に準じる
算定根拠	国の基準（予防通所介護）に準じる
利用料等	国の基準（予防通所介護）に準じる
備考	

総合事業サービス運営基準【案】

サービス種別	通所型サービスB（事業所活用型）
サービス内容	① A D L / I A D L 維持向上のための機能訓練 ② みやま市介護予防ファイルを活用したセルフケア定着支援 ③ 社会参加促進 ④ 興味関心アセスメントに基づくアクティビティケア ⑤ 昼食提供
対象者	① 介護予防ケアマネジメントにより必要性が認められるもの②通所型サービスC 終了者 ③ 事業対象者（基本チェックリスト該当者）
実施方法	助成/補助による実施
サービス提供者（例）	通所リハビリテーション事業者、通所介護事業者、民間事業者
人員	① 1名以上（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可） ② みやま市が養成する介護予防ボランティアを必要数配置すること （介護予防ボランティアの配置等コーディネートは事業者が行う）
サービス期間	6か月（介護予防ケアマネジメントにより一般介護予防事業への移行を判断する）
サービス提供時間	2-3時間程度 週 1 回
設備	利用人数に応じた活動に必要なスペース（※ 介護給付と別スペース とする。地域交流スペース等を想定）
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供
利用者の安全配慮	要保険加入
1回あたり単価	6,000円/回
算定根拠	人件費（1名2時間分）、管理経費（介護予防サポーター調整等）
利用料等	利用料100円（+昼食実費）
備考	介護予防サポーターの派遣調整および費用弁償等の事務管理を行う。

総合事業サービス運営基準【案】

サービス種別	現行訪問介護相当
サービス内容	①生活援助 ②身体介助 ③みやま市介護予防ファイルを活用した介護予防セルフケア定着支援
対象者	要支援高齢者または事業対象者のうち身体介助を伴うもの
実施方法	事業所指定による実施
サービス提供者（例）	予防訪問介護事業所
人員	国の基準（予防訪問介護）に準じる
サービス期間	6か月（介護予防ケアマネジメントにより判断する）
サービス提供時間	国の基準（予防訪問介護）に準じる
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供
利用者の安全配慮	要保険加入
1回あたり単価	国の基準（予防訪問介護）に準じる
算定根拠	国の基準（予防訪問介護）に準じる
利用料等	国の基準（予防訪問介護）に準じる

総合事業サービス運営基準【案】

サービス種別	訪問型サービスA
サービス内容	①生活援助 ②みやま市介護予防ファイルを活用した介護予防セルフケア定着支援
対象者	要支援高齢者または事業対象者のうち身体介助を必要としない者
実施方法	委託による実施
サービス提供者（例）	シルバー人材センター、予防訪問介護事業所、民間事業者等
人員	管理者：専従1名以上（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可） 市が定める一定の研修受講者
サービス期間	6か月（介護予防ケアマネジメントにより判断する）
サービス提供時間	45～60分以内 週1回または週2回（介護予防ケアマネジメントにより判断する）
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供
利用者の安全配慮	要保険加入
1回あたり単価	1回あたり1,200円
算定根拠	シルバー人材センターの軽度生活援助サービス単価による
利用料等	利用料120円
備 考	サービス内容は老計第10号の範囲内とする。